

京都大学研究連携基盤運営委員会に関する内規

平成27年4月28日

基盤運営委員会制定

第1 この内規は、京都大学研究連携基盤要項（平成27年3月25日総長裁定制定）（以下「要項」という。）第7の規定に基づき、京都大学研究連携基盤（以下「基盤」という。）の基盤運営委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基盤運営委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基盤の意思決定に関すること。
- (2) 基盤ならびに研究所等（要項別表に掲げるものをいう。以下同じ。）に共通する懸案事項や将来構想に関すること。
- (3) 未踏科学研究ユニットの設置・更新・廃止の決定に関すること。
- (4) その他、基盤運営委員会が必要と認めた事項

第3 基盤運営委員会に、連携研究調整室を置く。

第4 連携研究調整室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究所等間の連携・研究推進に関すること。
- (2) 複数の研究所等が連携するプロジェクト研究の企画立案に関すること。
- (3) 未踏科学研究ユニットに関すること（基盤運営委員会又は基盤評価委員会が所掌する事項を除く。）。

2 連携研究調整室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

- (1) 基盤長が指名する副基盤長
- (2) 基盤長が指名する研究所等の長 3名
- (3) 南西地区共通事務部総務課長
- (4) その他基盤長が必要と認める者 若干名

3 前項第2号及び第4号の委員の任期は、当該年度限りとし、再任を妨げない。ただし、指名した基盤長の任期を超えないものとする。

第5 連携研究調整室に室長を置き、第4第2項第1号に定める副基盤長をもって充てる。

第6 連携研究調整室に、新たな学際的研究分野として発展が見込める研究を行う分野等を育成するため、未踏科学研究ユニットを置く。

第7 未踏科学研究ユニットに関し必要な事項は、別に定める。

第8 基盤運営委員会に、次世代研究者支援企画室を置く。

第9 次世代研究者支援企画室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 若手・女性研究者支援に関すること。
- (2) 外国人研究者受入れに関すること。
- (3) 研究科、学部等における教育活動支援に関すること。
- (4) 研究所等の情報発信（連携研究調整室の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (5) その他、次世代研究者の育成に関すること。

2 次世代研究者支援企画室は、次の各号に掲げる室員で組織する。

- (1) 基盤長が指名する副基盤長
- (2) 基盤長が指名する研究所等の長 3名
- (3) 南西地区共通事務部総務課長
- (4) その他基盤長が必要と認める者 若干名

3 前項第2号及び第4号の委員の任期は、当該年度限りとし、再任を妨げない。ただし、指名した基盤長の任期を超えないものとする。

第10 次世代研究者支援企画室に室長を置き、第9第2項第1号に定める副基盤長をもって充てる。

第11 この内規に定めるもののほか、基盤運営委員会に関し必要な事項は、基盤運営委員会の議を経て基盤長が定める。

附 則

この内規は、平成27年4月28日から実施し、平成27年4月1日から適用する。